

主 文

被告人を懲役 6 月に処する。

この裁判確定の日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

別紙記載のとおり

(法令の適用)

罰条 令和 4 年法律第 6 8 号 (以下、「整理法」という。) 4 4
1 条 1 項により同法による改正前の地方公務員法 6 0 条
2 号、地方公務員法 3 4 条 1 項前段、6 2 条

刑種の選択 懲役刑を選択

刑の執行猶予 整理法 4 4 7 条、刑法 2 5 条 1 項

(量刑の理由)

本件は、元警察官の経験を活かして行政書士事務所を開業していた被告人が、B 警察署の警察官であった A に対し、他人の口座残高情報を教示するよう依頼して、職務上知り得た秘密を漏らす行為をそそのかした事案である。被告人の行為は、捜査権限を持つ共犯者の立場を悪用して、不正な捜査関係事項照会により他人の口座残高情報を取得させたものであり、警察組織への信頼を大きく貶めたと認められる。被告人は詐欺の被害者救済のためなどとも述べるが、理由にならない。被告人は、本件以前も A に対して警察端末を利用した不正な照会を繰り返し依頼しており、本件が常習的な犯行の一端であったことからすれば、被告人の規範意識は鈍麻していると言わざるを得ない。

その上で一般情状事実について検討すると、被告人に前科前歴はなく、行政書士事務所及び探偵業はすでに廃業しており、再犯の可能性は低い。被告人が公訴事実を認めていることなどの事情も考慮し、被告人を主文の刑に処した上、執行猶予を付することが相当であると判断した。

(求刑一懲役 6 月)

令和 8 年 5 月 7 日

大阪地方裁判所第 7 刑事部

裁判官 新 納 亜 美

別紙

(罪となるべき事実)

Aは、B警察署C課D係に所属する警察官として捜査に従事していたもの、被告人は、元警察官であり、行政書士として大阪市（住所省略）E行政書士事務所を営んでいたものであるが、被告人は、令和7年1月31日、前記事務所において、Aに対し、F及び同人が代表取締役を務める法人名義の口座残高情報を教示するよう依頼し、もって、Aが職務上知り得た秘密を漏らす行為をそのかした。